

いわき市財務規則の一部改正に伴う前金払及び契約保証等の取扱いについて（お知らせ）

このことについて、いわき市財務規則の改正に伴い、いわき市発注工事等の前金払及び契約保証等について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

【前金払について】

1 取扱い内容

国の取扱いに準じて、建設工事及び測量・調査・設計の委託等の前金払の限度額割合を次のとおり引き下げる。

(1) 建設工事

(現行)

請負代金額の5割以内



(変更後)

請負代金額の4割5分以内

(2) 測量・調査・設計の委託等

(現行)

委託金額の4割以内



(変更後)

委託金額の3割5分以内

2 実施時期

令和4年4月27日以後に契約締結した工事等から適用します。

※令和4年度の国の特例の取扱いに準じた運用としております。

【契約保証等について】

1 取扱い内容

これまで紙による提出を求めていた契約保証及び前金払の保証に係る証書について、国の取扱いに準じて、電磁的方法による提出（インターネットを通じて電子的に提供される保証証書）についても認める。

2 実施時期

令和4年5月1日以後に契約締結した工事等から適用します。

事務担当：財政部契約課

電話 22-7419